大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、「大阪府政・地域貢献企業登録制度」（以下、「本制度」という）の実施及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本制度は、企業・大学・団体（以下、「企業等」という）の社会貢献・地域貢献のニーズと府における企業等との連携による事業実施のニーズをつなげることにより、行政だけでは実現しえないきめ細かい府民サービスの提供と公的活動を通じた企業等の価値の向上を両立させ、府民がその効果を享受できる「三方良し」となる取組みを推進し、公民連携による社会課題の解決と成長する大阪の実現に寄与することを目的とする。

（登録企業等の範囲）

第３条　府は、各種事業の実施等を通じて、社会貢献・地域貢献を行う意思のある企業等を公募し、登録する。ただし、登録にあたっては、企業等の社会的責任又は企業市民としての方針等を対外的に明確にしていることを要件とする。

２　次の事項に該当する場合は、登録しないものとする。

一　法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの

ニ　公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの

三　民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの

四　次の税等の未納があるもの

ア　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金

イ　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金

ウ　消費税及び地方消費税

エ　国内に事業所を有しない者にあっては、事業所の所在する国におけるアからウまでに規定する税に相当する税等に係る徴収金

五　府の入札参加停止措置を受けているもの又は大阪府入札参加停止要綱に該当する行為を行ったもの

六　人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの

七　政治活動を助長するおそれのあるもの

八　宗教活動を助長するおそれのあるもの

九　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの

十　次の業種に該当するもの

イ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条各号に規定する営業を行うもの

ロ　たばこに係るもの

ハ　ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）

十一　その他府が登録しないことが適切と認めるもの

３　登録後、前項に該当する事項に登録前から該当していると判明した場合には、登録を解除するものとする。

４　登録後、前二項に該当するに至った場合、その状況が解消または是正されるまでの間、府は当該対象企業等との連携は行わないこととし、すでに実施が決定しているものについては、やむを得ない特別の事情のあるものを除き原則中止するものとする。また、前二項に該当する状況が解消または是正される見込みがないと府が判断した場合は、登録を解除するものとする。

（企業等登録の募集及び申込み）

第４条　企業等の登録手続に関しては以下のとおりとする。

一　府は、原則、インターネット（大阪府ホームページ）により登録を希望する企業等を公募する。

二　登録を希望する企業等は、大阪府ホームページより申込書（様式１）をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、郵送等により財務部行政経営課あて提出する。

三　前号の規定にかかわらず、申込みは、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該申込みを行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

四　前号の規定により行われた申込みについては、様式１により行われたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

五　第三号の規定により行われた申込みは、同項の知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときに知事に到達したものとみなす。

（登録の適否等の確認）

第５条　府は、前条に規定する申込書の内容等を確認し、登録の適否を決定するものとする。

２　府は、暴力団排除を図るために必要があると認めるときは、前条に規定する申込書の内容等を大阪府警察本部に照会するものとする。

（登録適否の通知）

第６条　府は、登録の適否について、文書により申込み企業等あて通知するものとする。

（企業等情報の登録等）

第７条　府は、登録を決定した企業等について、必要な情報を庁内情報共有システムに登録し、庁内に公開する。

２　府は、必要があると認める場合は、これを公表するものとする。

（登録企業等による事業への参画・協力）

第８条　府は、登録企業等の参画・協力を得る必要があると認める場合は、登録企業等に個別に打診するほか、全ての登録企業等に一斉に情報を提示することにより、参画・協力の希望を募ることができるものとする。

２　府は、登録企業等から連携による事業実施の提案を受けた場合は、実施の可否について誠実に検討するものとする。

３　連携による事業の実施にあたり必要なことは、府と登録企業等との協議により決定するものとする。

（守秘義務）

第９条　府及び登録企業等は、連携による事業の実施にあたり知り得た機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

２ 前項に定める義務は、本制度の登録解除後も存続するものとする。

（知的財産権等の取扱）

第１０条　府及び登録企業等は、連携による事業において、知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、双方に通知しなければならない。

２ 前項の場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

（実績等の公表）

第１１条　登録企業等の参画により実施した事業の実績等の公表にあたっては、登録企業等及び事業主催者の双方が自由に行うことができるものとする。なお、その際、双方は相手方に対しても情報提供の内容等を事前又は事後に通知するものとする。

（職員の綱紀保持への協力）

第１２条　登録企業等は、本制度による各種事業の実施等により関係する府職員が、府の定める綱紀保持指針の遵守に支障をきたすことがないよう、十分配慮し、協力するものとする。

（本制度の所管）

第１３条　本制度は、財務部行政経営課が所管する。

（大阪市との情報共有）

第１４条　本制度については、大阪府と大阪市の連携を進めるとともに、登録企業等の利便性を高める観点から、大阪市と情報共有を行うものとする。なお、第４条第２号で規定する申込書（様式１）により大阪市への協力・貢献を希望する企業等について、第５条により登録を決定した場合は、様式１を電子メール又は郵送等により、府から大阪市へ送付するものとする。

（その他）

第１５条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

　この要綱は、平成１８年９月１９日から施行する。

附則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に登録を行った企業については、従前の例による。

ただし、要綱改正後に、書面により大阪市への協力・貢献の希望を申し出た企業については、この限りではない。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年３月１０日から施行する。

様式１　　　　　大阪府政・地域貢献企業登録制度　申込書

|  |
| --- |
| **企業等名　　◎必須** |
|  |
| **代表者名　　◎必須** |
| （フリガナ） |
|  |
| **法人番号　　◎必須**　※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に基づき、指定されている法人番号をご記入ください |
|  |
| **所在地**　　　**◎必須** |
| 〒 |
| **本店所在地** |
| 〒 |
| **役員名簿**　　**◎必須** |
| ※代表者及び役員の「氏名」、「読み仮名」を記入した名簿を添付してください。 |
| **設立年月日**　**◎必須** |
|  |
| **資本金**　　　**◎必須** |
|  |
| **業種**　　　　**◎必須**　※[日本標準産業分類における業種をご記入ください。](http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/3.htm) |
|  |
| **担当者**　　　**◎必須** |
| 所属部署 |  |
| 氏名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| E-mail |  |
| **CSR又は社会貢献・地域貢献・企業市民等に係る理念**　　**◎必須**　※ホームページで情報提供されている場合は、当該ホームページのURLをご記入ください。※ホームページで情報提供されていない場合は、作成されているCSR報告書等、理念を明示している資料を添付してください。 |
|  |
| **協力・貢献実績**※これまでに社会貢献・地域貢献の実績があればご記入ください。なお、ホームページで情報提供されている場合は、当該ホームページのURLをご記入いただければ結構です。 |
|  |
| **協力・貢献を希望する地域**※該当事項にチェック（☑または■）してください。（複数チェック可） |
| [ ] 府内全域[ ] 大阪市[ ] 堺市[ ] 豊能 （能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市）[ ] 三島 （茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市）[ ] 北河内（枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市）[ ] 中河内（東大阪市、八尾市、柏原市）[ ] 南河内（松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市）[ ] 泉北 （和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町）[ ] 泉南 （岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町） |
| 上記でチェックいただいた地域の市町村に、情報を提供する場合があります。市町村への情報提供を希望しない場合は以下にチェックしてください。[ ] 協力・貢献を希望する地域の市町村に、府が情報提供することを希望しない。 |

|  |
| --- |
| **協力・貢献を希望する分野**　　**◎必須**※該当事項にチェック（☑または■）してください。（複数チェック可） |
| [ ] 府政全般（特に分野はこだわらない）[ ] 子ども例）オレンジリボンキャンペーン、子ども食堂、少年非行・被害防止[ ] 教育例）「こころの再生」府民運動、府立学校への支援、おおさか元気広場[ ] 福祉例）高齢者見守り、障がい理解の促進、障がい者の自立支援[ ] 健康例）健康づくり活動・健活10、食育・V.O.S.、感染症対策、献血[ ] 環境例）脱炭素、脱プラスチック、食品ロスの削減、緑化推進、森づくり活動（アドプト・フォレスト制度）[ ] 産業例）中小企業支援、スタートアップ企業支援[ ] 雇用例）産業人材育成、雇用・就業支援[ ] 安心・安全例）防災・減災、特殊詐欺被害防止、防犯、犯罪被害者支援、再犯防止、交通安全[ ] まちづくり例）アドプト・ライト・プログラム、道路・河川等の清掃活動[ ] 人権・多様性例）インターネット上の人権侵害解消、性的指向及び性自認の多様性の尊重、男女共同参画、パープルリボンキャンペーン[ ] 地域活性化例）文化・芸術振興、スポーツ振興、大阪ミュージアム、観光振興、国際交流、国際的行事・国際会議に向けた機運醸成、大阪産（もん）商品の企画・販売、動物愛護、コミュニティビジネス支援[ ] その他（具体的に記入してください。）

|  |
| --- |
|  |

　 |

|  |
| --- |
| **協力・貢献事項の内容**　　**◎必須**　※該当事項にチェック（☑または■）してください。（複数チェック可） |
| 情報発信[ ] 府広報物の配架[ ] デジタルサイネージやアプリ等、自社媒体でのPR協賛・寄附[ ] 参加賞、記念品等　物品の提供[ ] 印刷協力[ ] 協賛金の拠出[ ] 基金への寄附（社会貢献カード、地域貢献型自販機設置等の協力含む）事業実施への協力[ ] 会場提供[ ] 講師派遣[ ] 人的支援・ボランティア[ ] インターンシップ受入れ[ ] 共同研究・学術的知見に基づく助言[ ] その他（具体的に記入してください。）

|  |
| --- |
|  |

 |

誓約書　兼　同意書

　大阪府政・地域貢献企業登録制度に登録申込みをするにあたり、大阪府政・地域貢献企業登録制度要綱（以下、「要綱」という。）の内容を理解し、下記の１及び２について誓約するとともに、３から７について同意します。

【チェック（☑または■）してください。】

[ ] 　１　企業・団体としての意思決定に基づき、本登録申込みを行っていること。

[ ] 　２　要綱第３条第２項の各号に該当していないこと。

[ ] 　３　申込書に記載した事項について、大阪府が必要に応じて対外的に情報提供すること。

[ ] 　４　協力活動に際しては、主催者の指示に従うこと。

[ ] 　５　協力活動に際しては、地域の発展、府政の発展に資するよう、最善の努力を行うこと。

[ ] 　６　登録解除を希望する際は、財務部行政経営課あてに書面にてその旨を通知すること。

[ ] 　７　登録期間中に要綱第３条第２項に該当した場合は、財務部行政経営課あてに書面にてその旨通知すること、及びその内容をもって、大阪府の判断により、一方的に登録を解除する場合があること。

　　　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　企業等名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名